

## 内容確認通知書

平成23年

第 4595 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告、また御本人様と内容を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありませんので予めご了承ください。

又、点検簡法や押しつけ簡法等についてのご相談もお受け致し

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

故意に放置しておく、相手方の言い分とおりの判決が出て、執行立会いのあと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまふ事がありますので、十分ご注意ください。

※ 最近、個人情報を悪用する手口も見受けられますので、万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

相談受付時間 9:30～17:00 (土・日・祭日を除く)

(相談窓口) 03-

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-1-9 日比谷ビル2F

全国紛争処理相談センター